

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

- 議第1号 農用地利用集積計画の決定について
- 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第3号 事業計画変更承認申請について
- 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第5号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について
- 議第6号 三条市農業委員会特別調査部会の設置について
- 議第7号 三条市農業委員会特別調査部会委員の選任について

報告事項

- 報第1号 第3調査部会の調査結果報告について
- 報第2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第5号 農地かい廃通報について
- 報第6号 作付変更届について
- 報第7号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第8号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 18名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 山 倉 広 委員 | 2番 山 屋 和 徳 委員 |
| 3番 熊 倉 睦 委員 | 4番 栞 原 一 郎 委員 |
| 5番 馬 場 良 子 委員 | 6番 坂 井 浩 行 委員 |
| 7番 田 邊 稔 委員 | 8番 捧 幸 伸 委員 |
| 9番 佐 藤 秀 樹 委員 | 10番 野 崎 文 夫 委員 |
| 11番 岡 崎 耕一郎 委員 | 12番 島 影 正 幸 委員 |
| 13番 清 野 秀 作 委員 | 14番 小 林 茂 宏 委員 |
| 16番 三 師 満 夫 委員 | 17番 佐 藤 裕 雄 委員 |
| 18番 田 邊 敦 子 委員 | 19番 廣 川 哲 也 委員 |

農業委員欠席委員 1名

- 15番 佐 藤 一 富 委員

推進委員出席委員 17名

飯塚 栄三千 委員	井上 利 弥 委員
大口 伸 昭 委員	蒲澤 利 嗣 委員
北澤 正 之 委員	小池 秀 一 委員
笹岡 大 介 委員	高山 弘 則 委員
長谷川 浄 二 委員	原田 孝 一 委員
松岡 博 一 委員	松下 正 樹 委員
矢代 誠 一 委員	山谷 秀 昭 委員
吉田 精 一 委員	吉田 昇 委員
渡辺 秀 人 委員	

推進委員欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	山村 吉 治
経営基盤係 長	上林 裕 則
経営基盤係主任	佐藤 信 幸

午前9時38分 開会及び開議

(午前9時38分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

これより定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

最初に、出席状況を報告します。農業委員、現在員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、現在員17名、出席17名、欠席0名で、過半数以上ですので、会議規則に基づき、会議は成立しました。

次に、議事録署名委員の指名につきまして、会議規則に基づき議長から指名いたします。

8番、捧幸伸委員、11番、岡崎耕一郎委員からお願いします。

次に、議事参与の制限について、議第1号に該当する方がいらっしゃいます。会議規則第14条の規定に基づき、総会の同意がある場合は議事に参与できることとなります。

お諮りします、議事参与の制限に該当する方の議事参与を同意することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、同意することに決定いたしました。

これより議案審議を行います。

議第1号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』説明いたします。

最初に、農地中間管理事業の公社借入です。

7ページ欄外を御覧ください。今月の公社借入は、新規設定20件、12万7,044平米です。これらの20件は、農地中間管理事業により、公益社団法人新潟県農林公社が借入するものです。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1ページをお願いします。

724番は、井栗二丁目地内ほかの農地14筆、7,292平米。

725番は、2ページまで続きます。上保内地内の農地12筆、9,318平米。

726番は、上保内地内の農地1筆、1,010平米。

727番は、上保内地内の農地6筆、5,502平米。

728番は、岩淵地内の農地3筆、1,331平米。

729番は、曲淵三丁目地内の農地1筆、554平米。

730番は、白山新田地内の農地1筆、2,532平米。

731番は、井栗地内ほかの農地9筆、1万1,864平米。

4ページをお願いします。

732番は、下保内地内の農地1筆、3,090平米。

733番は、金子新田地内ほかの農地6筆、1万8,541平米。

734番は、金子新田地内ほかの農地3筆、8,210平米。

735番は、福島新田地内の農地1筆、520平米。

736番は、福島新田地内の農地1筆、1,326平米。

737番は、福島新田地内の農地1筆、3,507平米。

738番は、東光寺地内ほかの農地11筆、1万3,315平米。

6ページをお願いします。

739番は、東光寺地内ほかの農地4筆、1万1,994平米。

740番は、若宮新田地内の農地2筆、3,101平米。

741番は、茅原地内の農地4筆、1万1,608平米。

742番は、飯田地内の農地3筆、3,517平米。

743番は、新屋地内の農地7筆、8,912平米。

以上20件は、新潟県農林公社が新規に借入するものです。

次に、農地中間管理事業の公社貸付です。

14ページ欄外を御覧ください。今月の公社貸付は、新規設定20件、12万7,044平米です。

整理番号の元番は、先ほど説明した農地中間管理事業公社借入に対応する番号です。

枝番号につきましては、耕作者ごとに附番しております。

なお、農地の所在は、先ほど説明した公社借入のとおりです。また、利用権の設定を

受ける者、経営面積及び労働力、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

次に、農業経営基盤強化促進法に基づく相対の利用権設定です。

24ページ欄外を御覧ください。今月は、新規設定20件、10万6,611.98平米、再設定7件、2万251平米、合計27件、12万6,862.98平米です。

15ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、経営面積及び労働力、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

744番は、棚鱗地内の農地2筆、6,781平米。利用権の設定を受ける者の経営面積がありませんので、補足説明いたしますと、農家を営む親とは別に新規就農し、大規模にサツマイモ等の芋を中心に栽培するもので、トラクター等の農機具は国県の経営発展支援事業の助成を受け購入する予定となっています。

745番は、戸口地内の農地5筆、1,801平米。

746番は、戸口地内の農地2筆、7,550平米。

16ページをお願いします。

747番は、戸口地内の農地2筆、6,902平米。

748番は、鶴田一丁目地内ほかの農地14筆、1万1,950平米。

749番は、鶴田三丁目地内の農地4筆、3,571平米。

750番は、籠場地内ほかの農地11筆、8,147.61平米。

751番は、18ページまで続きます。月岡二丁目地内の農地12筆、5,323平米。

752番は、福島新田地内の農地1筆、1,891平米。

753番は、鶴田地内の農地8筆、8,090平米。

754番は、大島地内の農地2筆、2,042平米。

755番は、鬼木新田地内の農地2筆、5,430平米。

756番は、東大崎一丁目地内ほかの農地2筆、3,999平米。

757番は、井戸場地内の農地5筆、4,084平米。

20ページをお願いします。

758番は、井戸場地内の農地6筆、1,833.37平米。

759番は、檀山地内の農地2筆、3,072平米。

760番は、駒込地内の農地1筆、1,499平米。

761番は、駒込地内の農地3筆、1万504平米。

762番は、中浦地内の農地14筆、6,633平米。

763番は、22ページまで続きます。島潟地内ほかの農地10筆、5,509平米。

以上20件は、相対により新規でそれぞれ賃借権、または使用賃借権を設定するものです。

764番から24ページの770番までの7件は再設定ですので、説明を省略させていただきます。

最後に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転に係る案件で、先ほど開催されました農地銀行運営委員会であっせん委員より報告いただいた案件です。

25ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、売買によるもの5件、1万2,891平米です。番号ごとに順次説明いたします。

771番は、井栗一丁目地内の農地3筆、993平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

772番は、下保内地内の農地3筆、1,010平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

773番は、森町地内の農地6筆、6,591平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

774番は、今井地内ほかの農地3筆、3,834平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

775番は、西鱒田地内の農地1筆、463平米を売買により所有権を移転するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、先日調査部会で調査いただいておりますので、第3調査部会長から調査結果について報告いただきます。

部会長は、栞原会長代理の隣に着席願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

まず最初に、第3調査部会の開催概要について報告いたします。

当部会は、2月26日午前9時から厚生福祉会館第2集会室において開催いたしました。

開会后、転用申請で1,000平米を超える案件については現地調査を実施し、その後部会を再開し、事務局より詳細な説明を受け、全案件について調査、審議を経て調査結果を取りまとめ、午前10時59分に閉会いたしました。

続いて、議第1号『農用地利用集積計画の決定について』の調査結果を報告いたします。

今月は、公社借入が新規設定20件、12万7,044平米、公社貸付は新規設定20件、12万7,044平米です。次に、相対での利用権設定は新規設定20件、10万6,611.98平米、再設定7件、2万251平米、合計27件、12万6,862.98平米です。最後に、所有権移転が5件、1万2,891平米です。

今月申請のあった案件は、いずれも事務局から書類の審査結果など詳細説明を受け、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第10条の規定により、改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2及び農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18

条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり決定すべきものといたしました。

議第1号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

なお、御発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言願います。

しばらくして発言がないようですのでお諮りします、議第1号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

27ページ下段欄外を御覧ください。今月の申請は、贈与によるもの1件、売買によるもの7件、合計8件、1万3,087平米です。

26ページをお願いします。番号ごとに順次説明いたします。

52番は、新光地内の農地5筆、4,746平米を、譲渡人は耕作する能力がないため、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

53番は、須戸新田地内の農地3筆、3,500平米を、経営規模の拡大を希望する譲受人の要望で、売買により取得するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

54番は、柳沢地内の農地3筆、2,061平米を、譲渡人は高齢で経営規模を縮小したいため、譲渡人の要望で近隣の譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

55番は、袋地内の農地1筆、208平米を、譲渡人は耕作経験がなく耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円です。

56番は、泉新田地内の農地1筆、172平米を、譲渡人が高齢で耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣に住む譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円で

す。譲受人の経営面積がありませんので、補足説明しますと、譲受人はこれまでも自宅の空き地で自家消費野菜を栽培しており、農機具も保有し、今回譲り受ける農地でトウモロコシなど自家消費野菜を栽培したいとのことです。

57番は、福島新田地内の農地1筆、1,121平米を、譲渡人は耕作経験がなく耕作できないことから、譲渡人の要望で近隣で耕作する譲受人に売買するもので、価格は10アール当たり約〇〇〇円です。

58番は、福島新田地内の農地1筆、248平米を、近隣の農地を保有する譲受人の要望で売買により取得するもので、価格は10アール当たり〇〇〇円、総額〇〇〇円です。

59番は、上保内地内の農地2筆、1,031平米を、世帯内贈与により取得するものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は、贈与によるもの1件、売買によるもの7件、合計8件、1万3,087平米で、いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、機械、労働力、技術など、全ての許可要件を満たしており、原案のとおり許可すべきものといたしました。

議第2号の調査結果報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第2号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』説明いたします。

28ページ欄外を御覧ください。今月の申請は、2件、1,258平米です。

12番は、事業計画の変更のみの案件で、令和4年9月30日付で事業計画変更承認を受けた帯織地内の農地5筆、1,066平米を建売住宅4棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、JR帯織駅の西側250メートル付近で、おおむね300メートル以内にJR帯織駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

13番は、令和4年9月30日付で事業計画変更承認を受けた帯織地内の農地1筆、192平米を住宅1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。JR帯織駅の西側250メートル付近で、おおむね300メートル以内にJR帯織駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第5号の62番で農地法第5条の許可申請がなされております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は、2件、1,258平米で、事務局から申請書類の審査及び現地調査結果など詳細説明を受け、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしており、原案のとおり承認すべきものとなりました。

議第3号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第3号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』説明いたします。

30ページ下段欄外を御覧ください。今月は、許可申請7件、8,282平米で、許可処分取消申請1件です。

29ページをお願いいたします。番号ごとに順次説明いたします。

62番は、先ほど御審議いただきました議第3号『事業計画変更承認申請について』の13番の内容と同じですので、説明を省略させていただきます。

63番は、直江町四丁目地内の農地4筆、1,276平米を売買により取得するもので、隣接する事業所の駐車場13台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江町三丁目交差点の西側760メートル付近で、都市計画用途地域の工業専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

64番は、東新保地内の農地1筆、209平米を売買により取得するもので、公衆用道路174平米と一体利用で、宅地分譲1区画の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR三条駅の北東側220メートル付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

65番は、鶴田三丁目地内の農地1筆、380平米を使用貸借権の設定により住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいもので、場所につきましては、井栗小学校の北西側620メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。なお、貸付人と借受人は祖母と孫となります。

30ページをお願いします。

66番は、安代地内ほかの農地4筆、424平米を売買により取得するもので、道路を挟み隣接する事業所の駐車場20台分の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、JR帯織駅の北東側380メートル付近で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

67番は、下大浦地内の農地1筆、194平米を売買により取得するもので、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいもので、価格は1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、下田下水処理センターの南側500メートル付近で住宅等が連たんする地域内にある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

68番は、南中地内の農地2筆、5,607平米を賃借権の設定により一時転用し、砂利採取地の用地として利用したいもので、場所につきましては飯田小学校の南側700メートル付近で、農用地区域内の農地ではありますが、転用目的が砂利の採取を目的とする一時転用であることから、農用地区域内の農地の不許可の例外に該当するものと判断されます。

69番は、許可処分取消案件で、下須頃地内の農地2筆、2,025平米を高齢者用集合住宅2棟及び駐車場17台分の用地として利用したい内容で、令和3年11月総会を経て、令和3年11月30日付で農地法第5条第1項の規定による許可を受けましたが、賃借人の資金調達が困難となったため、許可処分取消しの申請があったものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』の調査結果を報告いたします。

今月は、許可申請7件、8,282平米、許可処分取消申請1件、合計8件です。いずれも事務局から申請書類の審査及び現地調査結果などの詳細説明を受けました。

最初に、許可処分取消申請以外の案件については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、立地基準、一般基準ともに許可要件を満たしております。

なお、68番以外の案件については3,000平米以下であることから、新潟県農業会議への諮問は不要とし、原案のとおり許可すべきものとし、また68番については3,000平米を超えることから、新潟県農業会議に諮問すべきものと判断いたしました。

次に、許可処分取消案件については、取消理由から転用の実現性がなく、許可処分を取り消すべきものと判断いたしました。

議第4号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第4号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、許可処分取消以外の案件で68番以外については原案のとおり許可することに、また68番については新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに、また69番の許可処分取消案件は原案のとおり許可処分を取り消すことに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可処分取消以外の案件で68番以外の案件については原案のとおり許可することに決定いたしました。また、68番については、新潟県農業会議へ諮問し、異議ないものとして答申があった場合は許可することに決定いたしました。また、69番については、原案のとおり許可処分を取り消すことに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』説明いたします。

31ページを御覧ください。今月は、4件、1,101平米です。

12番は、尾崎地内の農地1筆、52平米。

13番は、上保内地内の農地1筆、62平米。

14番は、上保内地内の農地1筆、198平米。

15番は、上保内地内の農地2筆、789平米。

以上4件につきましては、記載の事由により非農地としたいものです。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願います。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第5号『耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」の判断について』の調査結果を報告いたします。

今月は、4件、1,101平米で、事務局から申請書類の審査及び担当区域委員と事務局職員による現地調査結果などの詳細説明を受け、現地の状況などから農地として継続して利用することができないものと見込まれ、また周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはないことから、農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして、非農地として判断すべきものと決定いたしました。

議第5号の調査結果の報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

しばらくして御発言がないようですのでお諮りします、議第5号につきましては、ただいまの調査部会長の調査結果報告のとおり、原案のとおり非農地とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、原案のとおり非農地とすることに決定いたしました。

以上で事前に調査部会から審議いただいた議案の審議は終了いたしました。

第3調査部会長は、自席へお戻り願います。

議長（野崎会長）

冒頭の挨拶で申し上げたとおり、令和6年5月に改選される農地利用最適化推進委員の募集について、応募期限の2月16日まで行ったところ、三条地域において定員7人のところ8人の応募があり、1人超過しております。

この際、三条地域の農地利用最適化推進委員候補者を選考するため、農業委員会特別調査部会の設置と同部会委員の選任についての議案2件を議事日程に追加したいと思います。

お諮りします、議第6号『三条市農業委員会特別調査部会の設置について』及び議第7号『三条市農業委員会特別調査部会委員の選任について』の議案2件について、議事日程に追加することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、議第6号及び議第7号の議案2件について、議事日程に追加することに決定いたしました。

事務局、追加議案の配付をお願いいたします。

（事務局資料配付）

議長（野崎会長）

それでは、日程に追加した議第6号及び議第7号の議案2件を一括上程いたします。

最初に、議第6号『三条市農業委員会特別調査部会の設置について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、議第6号『三条市農業委員会特別調査部会の設置について』説明いたします。

お手元に配付いたしました追加議案書の議第6号参考を御覧ください。中ほどの米印のところをお願いします。農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が委嘱することになっております。このたび、農地利用最適化推進委員候補者の募集を行ったところ、三条地域において定員7人のところ8人の応募があり、1人超過することから、候補者7人を選考する必要があります。

次に、2つ目の米印をお願いします。三条市農業委員会規則第6条第1項の規定により、専門的な事項の調査及び審議を行うため、必要な専門部会を置くこととしており、同条第2項第3号に特殊問題の調査審議を行うため、特別調査部会の設置について規定

しています。このたび、候補者7人の選考についての調査及び審議を行うため、特別調査部会を設置したいことから、今回提案させていただくものです。また、本特別調査部会の構成並びに付託する案件及び権限につきましては、同規則第6条第3項の規定により、総会に諮って決めることになっております。また、所管事項及び権限等につきましては、議第6号参考1に記載のとおりとしたいと考えております。2には設置期間を記載しております。

次に、専門部会の委員数などの構成につきましては、議第7号により御審議いただきたいと思っております。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

これより質疑を行います。質疑のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

特別調査部会の権限として、評価基準、評価方法等選考方法の決定についてとありますが、要するに特別調査部会は、選考の基準や方法を決定するためのもので、実際に委員を選考する場合は総会だというふうに理解してよろしいでしょうか。

事務局（山村事務局長）

特別調査部会の役割ですが、この後開催する部会で選考の基準や方法を決定していただき、決定した基準・方法に基づき、後日開催する部会で8人の応募者から7人の候補者を選定し、特別調査部会としての案を作成するまでをお願いしたいと考えています。

19番（廣川哲也委員）

特別調査部会で評価基準を決めて候補者を選考するということですが、この場合、評価基準を基に選考した結果、候補者が6人になることもあり得ると思っておりますし、特定の人を落とすために基準をつくるようなことはやめていただきたいと思っております。今後も使えるような評価基準をつくってもらいたいと思っておりますので、本来であれば何回かやり取りをして決めてもらいたいと申し上げたいところですが、日にちもないことですので、特別調査部会の皆様方をお願いしたいと思っております。

事務局（山村事務局長）

評価基準につきましては他の市町村を参考にして、事務局で案を作成させていただいております。特別調査部会で御検討いただいて、総会で報告させていただきたいと考えております。

また、今後も使える評価基準を定めてもらいたいということですが、そのときそのときの情勢もありますので、その情勢に合わせて変更したいと思っております。

19番（廣川哲也委員）

公募ということは、定員を超える応募があることも想定されるわけですが、その場合には、一定のルールの下で選考されるべきだと思っておりますので、あらかじめつくった評価

基準については広く公表すべきだということを申し上げたいと思います。

事務局（山村事務局長）

今回は、三条地域において1人超過の応募があったため、特別調査部会を設置して選考していただくわけですが、委員に求められる資質や能力等はその時々において変化し得るものだと思いますので、評価基準は情勢等を加味しながらその都度決定すべきものだと考えます。

議長（野崎会長）

ほかに御発言はございませんか。

御発言がないようですのでお諮りします、議第6号につきまして、特別調査部会を設置することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、特別調査部会を設置することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

次に、議第7号『三条市農業委員会特別調査部会委員の選任について』を議題といたします。

この特別調査部会の構成について、いかが取り計らったらよいか、この案件については休憩を取り、自由な意見交換をお願いしたいと思います。

ここで意見交換のため、しばらく休憩いたします。

（午前10時35分から午前10時37分まで休憩）

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づきお諮りします、特別調査部会の構成については14名とし、併せて特別調査部会の所属委員は議長が指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、特別調査部会の構成人数は決定いたしました。

また、特別調査部会の所属委員は議長が指名することに決定いたしました。

それでは、議長より特別調査部会の所属委員14名を指名いたします。3番、熊倉睦委員、4番、栗原一郎委員、7番、田邊稔委員、8番、捧幸伸委員、9番、佐藤秀樹委員、13番、清野秀作委員、15番、佐藤一富委員、16番、三師満夫委員、17番、佐藤裕雄委員、18番、田邊敦子委員、飯塚栄三千推進委員、原田孝一推進委員、松岡博一推進委員及び私、10番、野崎文夫の以上14名を指名いたします。

今ほど申し上げたとおり、特別調査部会の所属委員は決定いたしました。

なお、各専門部会の部会長及び部会長代理の選任については、三条市農業委員会規則第6条第5項の規定により、各所属専門部会の構成員の互選によることになっております。

お諮りします、この際、直ちに特別調査部会を開催し、部会長及び部会長代理の互選を行うことについて御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、直ちに特別調査部会を開催し、部会長及び部会長代理の互選を行うことに決定いたしました。

特別調査部会を大会議室において開催願います。

また、専門部会の互選管理人につきましては、三条市農業委員会規則第6条第6項の規定により、最年長の委員が互選管理人の職務を行うこととなっており、7番、田邊委員から特別調査部会の互選管理人をお願いします。

総会再開後、互選管理人は部会長と部会長代理の氏名を報告願います。

それでは、これよりしばらく休憩いたします。

(午前10時40分から午前11時10分まで休憩)

議長（野崎会長）

会議を再開いたします。

特別調査部会が終了いたしましたので、互選管理人は互選結果について報告願います。

7番、田邊稔委員。

特別調査部会互選管理人（7番田邊 稔委員）

それでは、互選結果を報告いたします。

部会長に、10番、野崎文夫委員、部会長代理に、4番、栞原一郎委員となりました。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ただいまの互選管理人の報告のとおり、特別調査部会の部会長は私、野崎に、部会長代理は、4番、栞原一郎委員に決定いたしました。

次に、推進委員の選考方法、スケジュール等について、事務局、説明願います。

事務局（山村事務局長）

それでは、農地利用最適化推進委員の選考方法、スケジュール等について説明いたします。

会議再開前に配付いたしました委員候補者選考用紙を御覧ください。先ほど開催された特別調査部会において、評価基準、評価方法は、選考用紙に記載のとおりとし、選考方法についても決定いただいております。

選考方法につきましては、特別調査部会の委員の皆様から、この選考用紙を用い、応募いただいた8人の推薦書または応募届等に基づき評価いただきます。後日、特別調査部会を開催いただき、部会委員それぞれの選考用紙を集計し、特別調査部会として三条地域の推進委員候補者7人の案を取りまとめていただきたいと思います。この案を3月総会に報告し、総会の意見を伺った上で決定してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

今ほどの事務局の説明について質問のある方、御発言願います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

応募状況について、今現在は公表されていませんが、超過していることとどのように選考するのかを公表しなければならないと思いますので、今後の流れを聞かせてください。

事務局（山村事務局長）

応募状況の公表については、総会終了後、速やかに公表したいと考えておりますし、選考結果もホームページで公表したいと考えています。

19番（廣川哲也委員）

まず、応募状況を公表する。

次に、定員に対して応募者数が超過しているので、選考を行うということを公表する。

最後に、選考結果を公表するというような流れになるのでしょうか。

事務局（山村事務局長）

具体的な公表の形につきましては、よく検討させていただきますので、御容赦いただきたいと思えます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

しばらくして御発言がないようですので、以上をもちまして全ての議案の審議は終了いたしました。

議長（野崎会長）

次に、報告事項を行います。

報第1号につきましては、先ほどの議案審議の中で報告いただいておりますので、省略します。

次に、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告願います。

農政対策部会長は、榎原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会の結果について報告します。

農政対策部会を2月20日午前9時30分から厚生福祉会館第2集会室において、野崎会長、榎原会長代理出席の下、開催いたしました。

議題は、例年この時期に協議しております次年度の農業委員会事業計画及び年間会議

予定についてです。

報第2号資料の農政対策部会結果報告のとおり、農政対策部会として案を取りまとめたものでございます。

御意見等がある場合は、3月11日までに事務局へお聞かせください。

この後、主な変更点等について、事務局から補足説明してもらいます。

私からの報告は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

続きまして、事務局から補足説明をお願いします。

事務局（山村事務局長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』補足説明いたします。

令和6年2月総会報第2号資料、農政対策部会結果報告を御覧ください。2月20日開催の農政対策部会において協議いただき、取りまとめたものとなります。

それでは、報第2号資料1ページを御覧ください。最初に、令和6年度三条市農業委員会事業計画（案）です。毎年度策定しているものとなります。Ⅰ基本方針の変更点につきましても、文言を整理し、現在の状況に更新しており、変更箇所が多いので、朗読させていただきます。

Ⅰ基本方針。農業・農村を取り巻く情勢は、農業者の高齢化・減少の進展、集落機能や地域経済力の減退、担い手不足・耕作放棄地の増加による農業生産基盤の縮小、米需要の減少など、依然として厳しい状況となっている。さらに、気候変動による食糧生産の不安定化、自然災害や円安による資材の高騰など、課題が山積している。

こうした状況を踏まえ、「農地を守る」「担い手の育成・確保」といった農業委員会の役割がますます重要となっており、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが地域の農業者の代表であることを強く自覚し、公平・公正で、開かれた三条市農業委員会として農地法等に基づく業務を執行する。

加えて、現在進められている「地域計画」の策定に向け、農業委員会は意向調査により農地の「出し手」「受け手」など地域の実情を把握し「目標地図素案」を策定するという重要な役割を担っている。また、「地域計画」の策定に当たっては、市の農政部局等と連携し、地域の話合いに積極的に関わるなど、担い手への農地集積を図る。

併せて、これまで以上に農業・農村現場に密着した「目に見える活動」を実践し、農業委員会だより「向日葵」等により有益な情報発信を行うとともに、関係団体と連携し、農地等の農業上の利用の確保、経営規模拡大、集団化、新規参入の促進など「農地利用の最適化」を図り、地域農業の持続的な発展を推進し、農業者の信頼と期待に応えていくことを基本方針として活動する。

次に、Ⅱ事業計画です。1の会議等は、定例総会や調査部会等の開催について記載しており、令和5年度と変更はありません。

2の研修会・講演会の開催につきましても、令和5年度と同様の開催を予定しており

ます。

3の視察研修の開催につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員研修を1泊2日で1回、1日研修を1回予定しております。

2ページをお願いします。

4ですが、令和5年度の表題は、「的確な農地行政と構造政策の推進」としていたものを令和6年度につきましては変えさせていただきまして、「農地制度に基づく権利移動及び転用の規制、利用関係の調整等の推進」に変更しております。具体的内容は変更ありませんが、文言整理と現在の状況に合わせ更新したものでございます。

5の農政対策の推進から9の「全国農業新聞」等の普及拡大につきましては、文言の整理程度で、令和5年度から内容は変更しておりません。

次に、3ページをお願いします。

令和6年度三条市農業委員会年間会議予定についてです。農地法申請の締切日は毎月10日前後、調査部会は毎月25日前後、総会は毎月月末を基本として1年間の日程を記載させていただいております。期日が空欄の会議等もございますが、日程が決まり次第報告させていただきます。

研修会につきましては、事業計画でも少し触れていますが、南蒲原農業委員会協議会と共催での研修会を10月に予定しております。

これまでどおり、日時等の詳細が決まりましたら、随時報告してまいります。

説明は以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願いたいと思います。

6番、坂井委員。

6番（坂井浩行委員）

「地域計画」の策定についてですが、農業委員会だよりでも意向調査が掲載されていましたが、若手の方や農業に一生懸命な方はアンケートに回答してもらえと思いますが、高齢の方や施設に入っておられる方などは、なかなか回答していただけないと思いますので、農区長に一声掛けるなどして、少しでも多くの方から意向把握ができるように進めていってもらうようお願いします。

事務局（上林経営基盤係長）

私どもも、農区長だけでなく、自治会や場合によっては委員の皆様からも御協力をいただきながら進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6番（坂井浩行委員）

昨日、東京で開催された全国農業担い手サミットに参加してきましたが、主な話題は「地域計画」についてでした。その中で、農水省や大学の先生から、「地域計画」の策定に当たっては、今一生懸命農業をしている人だけでなく、30代の若手とか、農地に関係ない人まで巻き込んで、地域全体で話し合いをすることが大切だという説明がありました。今の30代の人があともう二、三十年すると大変なんだよということを訴えながら、一緒

に話し合いができれば良いと考えますので、よろしく申し上げます。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

次に、報第3号から報第8号までの、6件について事務局、報告願います。

事務局（山村事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

報告の中で御質問がありましたら御発言願います。

しばらくして御発言がないようですので、報告事項を終了いたします。

議長（野崎会長）

次に、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第2調査部会長、17番、佐藤裕雄委員。

第2調査部会長（17番佐藤裕雄委員）

来月は、第2調査部会の当番でございます。3月25日午前9時から厚生福社会館2階第2集会室で会議を開催いたします。関係委員の方は出席願います。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

また、来月の総会は28日午前9時30分開会を予定しております。

以上で定例総会を閉会いたします。長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

午前11時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 8 番） 捧 幸伸

議事録署名委員（ 1 1 番） 岡崎 耕一郎
